

職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則案の概要

令和 5 年 2 月 8 日

商工労働部産業人材課

1 改正の趣旨

市原高等技術専門校が位置する京葉臨海コンビナート地域では、建設から約半世紀を迎えたプラント設備の維持・管理に非破壊検査のニーズが高く、全国的にも高度経済成長期に建設された橋梁等の社会インフラの維持・管理に非破壊検査の必要性が高まっています。非破壊検査の企業からは非破壊検査技術者資格等を有する即戦力が求められています。

一方で、市原高等技術専門校の「溶接非破壊検査科」は、入校率が極めて低い状況にあります。

そこで、非破壊検査の社会的ニーズに的確に対応するため、同科を非破壊検査の訓練に特化するとともに、企業の人材ニーズに対応するため、主に学卒者を対象とする普通課程（訓練期間：1年）から、離職者等を対象とする短期課程（訓練期間：6月、年2回）に変更し、より即戦力となる人材の育成を図ることとし、入校率の向上を目指します。

2 改正内容

- ・市原高等技術専門校

項目	現行	改正後
訓練科名	金属加工系溶接非破壊検査科	非破壊検査科
訓練課程	普通課程	短期課程
訓練期間	1年	6か月
訓練生定員	20人	10人

- ・その他所要の改正